

《水道のご使用について》

【検針】 (2か月に1回) 偶数月 奇数月 検針期間 1日～7日(原則) ※ 区域は裏面参照	【水道基本料金】 水道メーター口径が φ13mmの場合 (2か月20㎡まで) 3,740円(税込) ※ φ20mm以上は 下表の料金を参照	【下水基本料金】 (2か月20㎡まで) 2,750円(税込)	【納入通知書】 検針月の 20日頃郵送 (翌月7日納期)	【口座振替】 検針月の 25日(1回目) 再振替日は 翌月7日頃(2回目) ※ 土日祝日に重なった場合 翌営業日に振替をいたします
---	--	---	--	--

水道の使用を始めるとき

新たに水道の使用を開始する場合は、3営業日前までに水道使用開始の申込が必要です。上下水道課窓口へ「水道使用(給水)開始申込書」を提出してください。

また、給水開始手数料として2,200円(税込)が必要となります。給水開始手数料は、初回水道料金と合算して請求いたします。

※使用開始及び使用中止の手続きは、インターネット(市ホームページのオンラインサービス)からも可能です。

水道の使用を止めるとき

水道の使用を止める場合は、3営業日前までに使用中止の届出が必要です。上下水道課窓口へ「使用中止届」を提出してください。実際には使用されなくても、届出がされるまで契約中となり、水道料金や下水道使用料がお客様負担となってしまいます。必ず届け出るようお願いいたします。

水道メーターの検針について

大田原市では2つの地区に分け、水道メーターの検針を2か月に1回(1か月おき)行い、水道料金・下水道使用料の請求をしています。検針は大田原市上下水道料金等徴収事務受託会社の検針員が、原則として該当する月の1日から7日の間に各戸に設置されたメーターにより検針月前2か月の使用量を計測します。検針したお宅には水道料金・下水道使用料のお知らせ(検針票)が配付されます。

- ※ 検針票の別住所への郵送はお断りしておりますので、ご了承ください。
- ※ 効率良く検針するために次の点にご協力ください。
 - ・メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
 - ・メーターボックスの中はいつもきれいにしておきましょう。
 - ・犬は放し飼いにせず、出入口やメーター付近から離れた場所に繋いでください。
 - ・メーターが屋内や床下にあるようなときは、検針しやすい場所に移してください。

料金のお支払いについて

水道料金・下水道使用料は検針月に併せて請求させていただきます。お支払い方法は口座振替と納入通知書払いがあります。大田原市では便利な口座振替をお勧めしております。

口座振替から納入通知書払いへの変更、納入通知書の送付先の変更については電話にて変更できます。上下水道課までご連絡ください。

クレジットカード、インターネットバンキングでのお支払いはできませんので、ご了承ください。口座振替の申込は市内の各金融機関備え付けの「口座振替申込書」に必要事項を記入し、大田原市水道事業出納(収納)取扱金融機関へご提出ください。上下水道課にて口座登録完了後、指定口座より水道料金・下水道使用料の口座振替を開始いたします。口座振替の申込には口座名義、口座番号、お届け印等が必要となります。

- ※ 口座振替手続き後、登録完了までに多少お時間がかかりますのでご了承下さい。
- ※ 残高不足等で2回目の引落しが出来なかった場合は納入通知書(督促状)を郵送いたしますので、納入通知書払いの方法で支払をお願いします。納入通知書払いにつきましては大田原市水道事業出納(収納)取扱金融機関、コンビニエンスストア、市役所関係窓口で直接お支払いください。
- ※ 大田原市水道事業出納(収納)取扱金融機関以外で納付すると手数料を請求される場合があります。
- ※ コンビニエンスストアをご利用の際、納期限を過ぎますとお支払できない場合があります。

※ 大田原市水道事業出納(収納)取扱金融機関

足利銀行 栃木銀行
 大田原信用金庫 烏山信用金庫
 白河信用金庫 那須信用組合
 那須野農業協同組合

ゆうちょ銀行
 納付支払(栃木、茨城、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨のみ)

※ コンビニエンスストア(納入通知書裏面をご覧ください)

※ 市役所関係窓口
 大田原市役所5階 上下水道課
 黒羽支所
 湯津支所
 須賀川出張所
 両郷出張所
 大田原市役所2階
 (足利銀行派出所 8:30~17:15)

納入通知書
 持参に限り
 支払可

料金

◎2か月分水道料金(消費税込み)

メーターの口径	基本料金	+	超過料金(1㎡につき)
13mm	3,740円(20㎡まで)		187円
20mm	8,580円(20㎡まで)		187円
25mm	12,980円		187円
30mm	19,140円		187円
40mm	34,320円		187円
50mm	53,240円		187円
75mm	120,780円		187円
100mm	214,500円		187円
150mm	483,120円		187円

※ 1円未満は切り捨て

◎浄化槽使用料
 市が設置した戸別処理浄化槽使用料は別途定額料金となります。

- ◎下水道使用料(2か月)
 - ・上水道だけ使用している場合…上水道の使用水量
 - ・上水道以外で家事用に使用している場合
 - ①井戸水だけを使用している場合
 世帯構成員が3人以下の時1人2か月14㎡
 世帯構成員が3人を超えた人数1人につき2か月10㎡を加算する
 - ②上水道と併用している場合
 (①の算出量×1/2)+上水道の使用量

◎2か月分下水道使用料(消費税込み)

用途	汚水量	基本料金	+	超過料金(1㎡につき)	
				範囲	料金
一般用	20㎡まで	2,750円	+	21㎡~60㎡まで	137.5円
				61㎡~100㎡まで	148.5円
				101㎡~200㎡まで	159.5円
				201㎡~	170.5円
湯屋用	600㎡まで	37,400円	—	600㎡~	60.5円
臨時用	—	—	—	—	159.5円

※ 1円未満は切り捨て

※井戸水をお使いの方は、世帯人数に変更が生じた場合は速やかにご連絡下さい。

注意事項

①初回料金及び精算分料金について

ご入居後の初回料金、また、精算分料金については大田原市水道事業給水条例第36条に基づき計算されます。なお、精算分料金の検針票につきましては発行されませんので必要な場合は上下水道課までご連絡ください。

②水道料金を滞納した場合

水道法第15条第3項及び大田原市水道事業給水条例第46条第1号の規定にもとづき、給水停止執行処分の対象となります。

お客様の名義を変更される時

名義の変更は契約の重要な変更ですので、上下水道課の窓口で手続きをお願いいたします。お客様の名義の変更は、同一世帯内での名義変更（親子、夫婦間における名義変更など）、法人の名称変更、共同使用の場合の代表者変更などに限られます。新旧の契約者印（売買等により名義を変更される場合は、併せて売買契約書の写し又は登記簿の写し）をご持参下さい。

給水工事の申込みについて

建物の新築又は増改築により、給水装置を新設又は改造する必要があるときには、市の指定給水装置工事事業者に工事の依頼をしてください。以降の諸手続きは、申込者に代わって指定給水装置工事事業者が行います。市の指定を受けていない工事事業者が給水装置工事を行った場合、違法工事となります。

給水装置工事の申請、許可、検査などの手続きには、多少時間がかかります。お早めに指定給水装置工事事業者と打ち合わせを進めてください。また、公道などから給水管を分水する場合には、道路管理者の許可を得る必要があります。手続きには更に1か月程度かかる場合があります。建物が完成しても、水道の使用ができない事態が発生します。くれぐれも早めの手続きをお願いいたします。

水道を廃止するとき

所有されている建物や敷地に設置されている水道設備を都合により使用しなくなり、取り外し撤去する必要がある時は、上下水道課で廃止の手続きを行ってください。廃止のための撤去工事は専門的な技術が必要なので、施工できるのは市で指定給水装置工事事業者に限られます。撤去工事に要する費用は所有者負担となります。

なお、廃止手続きをされますと権利が抹消されますので、ご検討の上お手続きください。

こんなときは、大田原市水道局上下水道課にご連絡ください

- ①自宅で漏水を発見したとき。漏水箇所によっては料金を一部免除する制度があります。
- ②道路等での漏水を発見したとき。
- ③その他、水道の利用についてわからないことがあったとき。

検針月について

①奇数月（1，3，5，7，9，11月）の検針地区

山の手1丁目、住吉町、紫塚、末広、浅香5丁目、若草1丁目、中田原、町島、荒井、岡、今泉、戸野内、富池、市野沢、練貫、羽田、乙連沢、小滝、北金丸、南金丸、上奥沢、奥沢、倉骨、赤瀬、北大和久、親園、実取、滝沢、滝岡、花園、鹿畑、宇田川、荻野目、上石上、下石上、薄葉、平沢、佐久山、野崎1・2丁目、黒羽地区全域

②偶数月（2，4，6，8，10，12月）の検針地区

山の手2丁目、城山、元町、新富町、中央、本町、美原、浅香1丁目～4丁目、若松町、富士見、若草2丁目、加治屋、宇田川（ニュータウン付近）、佐久山、藤沢、大神、福原、鹿畑（一部）、湯津上地区全域

※ 佐久山、宇田川、鹿畑は奇数地区・偶数地区が混在していますのでご確認ください。

お問い合わせ先

大田原市水道局上下水道課（内 上下水道料金等徴収事務受託者）

住 所 〒 324-8641

栃木県大田原市本町1丁目4-1

大田原市役所 5階

電 話 0287-23-8713

F A X 0287-23-8863

（午前8時30分～午後5時15分）